

平成30年度 事業計画

先に日銀名古屋支店が発表した2月の金融経済動向では、輸出及び設備投資の増加、個人消費の緩やかな回復、公共投資の高め水準での推移等を背景として「東海3県の景気は拡大している」とされているところですが、当県においては未だ実感できる状況には至っていません。

一方、訪日外国人旅行者の伸びは著しく、ビジット・ジャパン開始当時の2003年に521万人であったものが、昨年は対前年比19.3%増の2,869万人となり、過去最高を更新しました。

これらの訪日外国人旅行者を如何にバス需要に取り込むかが重要な課題ですが、リピーターは個人旅行化する傾向を示しており、空港バスや高速バス、路線バスについての多言語対応等が必要となってきました。

県内に目を転じると、一昨年は「伊勢志摩サミット」、昨年は「お伊勢さん菓子博2017」と大きなイベントが続きましたが、今年度は当県を中心に開催される「インターハイ(高校総体)」を除けば、特段大きなイベントは見受けられません。

しかしながら、翌平成31年には「ラグビーワールドカップ」、平成32年には「東京オリンピック」と国内において大規模なスポーツイベントが続くことから、平成33年の「第76回国民体育大会(三重とこわか国体)」は、大いに注目を浴びるものと想定されます。

その前哨戦ともなる、本年「インターハイ(高校総体)」では、安全かつ確実な輸送体制を構築し、万全を期すことが求められています。

バス事業は、地域住民にとって不可欠な公共交通機関であり、高齢化社会の進展と世界規模での環境対策を踏まえ、その役割はますます重要度を増しています。

乗合バスは、各事業者や行政機関の懸命の努力にもかかわらず、利用者の減少傾向に歯止めをかけるには至らず、今後も少子高齢化と急激な人口減少化社会を迎えて、状況は年々その厳しさを増して行くばかりです。

また、貸切バス事業では、新運賃制度の定着化が経営改善に寄与している傾向は認められるものの、軽井沢のスキーバス転落事故を受けての様々な安全対策への対応が求められています。

加えて、乗務員不足が困窮の度合いを深めている中で、政府の働き方改革の一環として労働時間の削減が俎上に上っており、今後、更に厳しい状況が予想されます。

以上の情勢を踏まえ、当協会は会員事業者とともに、バス事業を巡るこれらの課題に対処し、事業の活性化と利用促進を図り、安全で安心な、地域の皆様に愛され親しまれる公共交通機関として、使命達成のために以下の事業を実施していくこととします。

1. 乗合バス事業関係

バスの利用を促進するため、昨年まで8年連続で実施し、認知度の高い「バスの絵コンテスト」等、以下の事業を行うことにより、バス事業の公共性・重要性及び環境にやさしい乗り物であることを広く県民にアピールしてまいります。

また、平成27年9月から三重県と協働して取り組んでいるエコ通勤割引制度については、引き続き広報・宣伝に努め、エコ通勤割引の登録者数及び利用者数の増大を図ってまいります。

- (1) 「バスの日」(9月20日)を中心とした街頭PR
- (2) 「バスの絵コンテスト」等による児童・学校を通じた利用促進
- (3) 小学校児童向け「バスの乗り方を表示したクリアファイル」の配布による利用促進
- (4) 「バスの乗り方教室」の実施を通じた利用促進
- (5) 「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントを通じた利用促進

2. 貸切バス事業関係

安全風土の定着化に有効なセーフティーバスの認定取得事業者の拡大推進に向けて、申請にあたっての費用を一部助成するものとし、引き続き「貸切バス事業者安全性評価認定取得推進事業」を継続実施します。

また、「安全・安心で質の高い輸送サービス」の提供をめざし、利用者から信頼される貸切バスを達成するため、平成29年度より実施している会員への適正化巡回指導を継続することとします。

引き続き、昇龍道プロジェクト推進協議会をはじめ、観光振興に係る諸情報を積極的に収集し、各会員への周知に努めます。

3. 事故防止・安全輸送対策関係

全ての事業者が事故防止対策、運輸安全マネジメントの定着をはじめとする安全・安心を最優先に、事業用自動車総合安全プラン2020に掲げる目標達成に向けて、四半期毎(年4回)に事故防止委員会を開催するとともに、以下の取り組みに努めます。

- (1) 軽井沢スキーバス転落事故を教訓に、利用客に対し、自らの安全への必要性和改正道路交通法による後部座席シートベルト着用義務の啓発に努めます。
- (2) バスの事故件数の多くを車内での事故が占めており、また、全国的に骨折、脳

挫傷等の重傷者が多いことから、バスが停車してから離席するなど、利用者に対して「ゆとり乗降」を、運転者に対しては「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図り車内事故防止に努めます。

- (3) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、事故防止委員会を中心に飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう、また、「危険ドラッグ」についても、その危険性・悪質性について、併せて啓発活動に努めます。
- (4) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）や健康状態に起因する事故等を未然に防止するためSAS検査の促進を図るとともに運転者の健康管理の充実に努めます。
- (5) テロ対策については、車内の見回り、近辺の巡回の強化や「緊急時対応マニュアル」「バスジャック統一対応マニュアル」の徹底に努めます。
- (6) 平成29年8月に発足した三重県道路利用者会議や三重県道路交通渋滞対策協議会等における意見・要望を通じ、渋滞緩和などの走行環境改善に努めます。

4. 運輸事業振興助成交付金事業

運輸事業振興助成交付金制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、次の事業に重点を置き、バス事業の振興を推進します。

- (1) 安全運行対策事業推進のため、「運転者適性診断」、「運行管理者講習」、「運輸安全マネジメント研修」、「安全運転研修」及び「睡眠時無呼吸症候群検査」等への助成を継続して実施します。
また、新たに免停中の運行等の不正防止に資するべく、運転記録証明書等への助成事業を開始します。
- (2) 安全に不可欠なドライバー不足解消への対応として、中部バス協会と連携し、人材確保対策セミナーの開催や、合同就職説明会等への必要な支援を行います。
- (3) 「バスの絵コンテスト」、「乗り方教室」や「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントの開催を通じて、バスの利用促進や環境対策に努めます。

5. 各種委員会の活動

引き続き、乗合委員会、貸切委員会、事故防止委員会、環境対策委員会及び交付金運営委員会を通じ、流動する諸問題に対応します。

6. 人材確保・育成対策

平成27年3月に発足した「中部バス事業人材確保・育成対策会議」に参画し、運輸当局や中部バス協会と連携しながら、人材の確保・育成対策に取り組みます。

また、会員会社のドライバー等、従事者の定着率やモチベーションを高めるべく、被表彰者への副賞提供を継続します。

7. 地震防災対策等への対応

地震防災対策については、協定を締結している三重県を軸に、関係機関の体制にあわせて連携・協力しながら取り組みます。

8. 広報活動の推進等

- (1) 当協会のホームページにより、広く一般に対して、協会の活動状況やバス事業の現状について情報提供に努めます。
- (2) 9月20日の「バスの日」を中心に「バスの絵コンテスト」、「みえ交通安全・環境フェスタ」や「津まつり」等の各イベントを通じてバスの利用促進PRに努めます。

9. 公益法人としての対応

公益社団法人として、これにふさわしい各種事業を展開し、引き続き公益目的事業の「地域交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、かつ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資する」べく、目的達成に努めてまいります。